

令和3年度第4四半期における専決処理（報告）

令和4年6月1日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和3年度第4四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

2. 内容

令和3年度第4四半期においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係93件及び放射性同位元素等の規制に関する法律関係18件の計111件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和3年度第4四半期における専決処理案件（概要）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（93件）

- (1) 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 16件（別表1～16）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター加工施設の保安規定の変更の認可（別表1）
- (2) 原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 36件
（別表17～52）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター加工施設の核物質防護規定の変更の認可（別表18）
- (3) 原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 3件（別表53～55）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設の発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可（別表53）
- (4) 核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 4件（別表56～59）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質の使用の変更の許可（別表56）
- (5) 核燃料物質の使用施設に係る合併の認可関係 1件（別表60）
例：PDRファーマ株式会社千葉工場の核燃料物質の使用施設に係る分割の認可
（別表60）
- (6) 核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係 5件
（別表61～65）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の核燃料物質使用施設等の保安規定の変更の認可（別表61）
- (7) 核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 15件
（別表66～80）
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更の認可（別表67）
- (8) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 9件（別表81～89）
例：AGC株式会社AGC横浜テクニカルセンターにおける計量管理規定の変更の認可（別表81）

(9) 指定情報処理機関事業計画等の認可関係 2件 (別表 90~91)

例：指定情報処理機関（公益財団法人核物質管理センター）の令和4年度事業計画及び収支予算の認可（別表 90）

(10) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 2件 (別表 92~93)

例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画（特定核燃料物質の防護）の変更の認可（別表 92）

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係（18件）

(11) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 17件

(別表 94~110)

例：宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院における放射線発生装置の使用許可
(別表 94)

(12) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 1件

(別表 111)

例：富士フイルム富山化学株式会社における放射性同位元素及び放射線発生装置の特定許可使用者である法人の分割に係る認可（別表 111）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

| 整理番号 | 分類 | 専決事項 | 件名 | 概要 | 担当課等 |
|------|-----------------------|--|--|--|----------|
| 1 | 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 | 原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。 | 加工施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における、本部及び人形峠環境技術センターの組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 2 | | 原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。 | 試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)における、本部の組織改正に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 3 | | | 試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、青森研究開発センター(むつ市)における、本部の組織改正に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 4 | | | 試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)における、本部及び大洗研究所(北地区)の組織改正に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 5 | | | 試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における、本部及び原子力科学研究所の組織改正に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |

| | | | | |
|----|---|---|---|----------|
| 6 | 原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。 | 発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設(敦賀市)における、本部の組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 7 | | 発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設(敦賀市)における、本部の組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 8 | | 発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設) | ○令和3年9月3日付け(令和3年12月17日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設(敦賀市)における、セメント混練固化装置の導入等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置で使用するための設備として新たに導入するセメント混練固化装置の性能及び機能維持の方法が適切に定められていること等を確認。 ○令和4年2月21日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 9 | | 発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所) | ○令和3年10月1日付けで、中国電力株式会社から、島根原子力発電所における1号炉取水槽流路縮小工の設置による放出管理目標値の変更及び1号炉新燃料搬出完了による関連条文の変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉取水槽流路縮小工の設置による放出管理方法の変更に応じた放出管理目標値等が適切に定められていること、1号炉新燃料搬出完了に伴う各条文の変更が審査基準の適合性に影響を与えるものではないこと等から、審査基準を満足することを確認。 ○令和4年3月11日に認可。 | 実用炉審査部門 |
| 10 | | 発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所) | ○令和3年7月29日付け(令和4年2月22日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、美浜発電所1号炉及び2号炉の廃止措置の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置段階のうち原子炉周辺設備解体撤去期間における保安のために必要な措置等が定められていること等から、審査基準を満足することを確認。 ○令和4年3月23日に認可。 | 実用炉審査部門 |

| | | | | |
|----|--|---|--|----------|
| 11 | | 発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所) | ○令和3年9月17日付け(令和4年2月24日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、大飯発電所3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、特定重大事故等対処施設を用いた航空機衝突等への対応及び重大事故等への対応における当該施設の活用並びに教育・訓練の実施等について適切に定められていること等から、審査基準を満足することを確認。 ○令和4年3月24日に認可。 | 実用炉審査部門 |
| 12 | | 発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所) | ○令和3年8月10日付け(令和4年2月21日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、特定重大事故等対処施設を用いた航空機衝突等への対応及び重大事故等への対応における当該施設の活用並びに教育・訓練の実施等について適切に定められていること等から、審査基準を満足することを確認。 ○令和4年3月24日に認可。 | 実用炉審査部門 |
| 13 | | 発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所) | ○令和3年9月17日付け(令和4年2月24日及び令和4年3月24日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、美浜発電所3号炉の特定重大事故等対処施設の設置等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、特定重大事故等対処施設を用いた航空機衝突等への対応及び重大事故等への対応における当該施設の活用並びに教育・訓練の実施等について適切に定められていること等から、審査基準を満足することを確認。 ○令和4年3月25日に認可。 | 実用炉審査部門 |
| 14 | 原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。 | 再処理施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における、本部の組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 15 | 原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。 | 廃棄物管理施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(大洗町)における、本部の組織改正に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |

| | | | | | |
|----|--------------------------|---|--|--|-----------|
| 16 | | 廃棄物埋設施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋設施設) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における、本部及び原子力科学研究所の組織改正に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 | |
| 17 | 原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 18 | | 原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設) | (17と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 19 | | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 20 | | 原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設) | (19と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | |
|----|---|--|---|-----------|
| 21 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 22 | 原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設) | (21と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 23 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 24 | 原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設) | (23と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 25 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所) | ○令和3年9月15日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3号機フィルタベント排気口設置工事に伴う防護区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | |
|----|---|--|---|-----------|
| 26 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所) | (25と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年1月14日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 27 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所) | ○令和3年11月8日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:定期事業者検査に伴う防護措置の変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 28 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所) | (27と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 29 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北海道電力株式会社泊発電所) | ○令和3年11月8日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防潮堤の設置工事に伴う周辺防護区域における侵入検知器の追加等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 30 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(北海道電力株式会社泊発電所) | (29と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | |
|----|--|---|---|-----------|
| 31 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所) | ○令和3年11月15日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:廃止措置に伴う防護措置の変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 32 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所) | (31と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 33 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 34 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設) | (33と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 35 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん原子炉施設) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | |
|----|---|--|---|-----------|
| 36 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉ふげん原子炉施設) | (35と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 37 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所) | ○令和3年11月18日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:安全対策工事のうち建屋の扉に関わる工事に伴う代替措置 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 38 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(東北電力女川原子力発電所) | (37と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 39 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所) | ○令和3年11月25日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:冷却告示に1号機、2号機が追加されたことに伴う防護措置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 40 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所) | (39と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | |
|----|--|--|---|-----------|
| 41 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所) | ○令和3年11月25日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:1,2号機特定重大事故等対処施設設置工事におけるトンネル内ダクト他設置に伴う立入制限区域の区画の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 42 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所) | (41と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 43 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所) | ○令和3年12月10日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:特高開閉所更新工事に伴う周辺防護区域境界の変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 44 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所) | (43と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 45 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所) | ○令和3年12月23日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3,4号機特定重大事故等対処施設設置工事におけるフィルタベント排気口設置工事に伴う防護区域の変更及びフィルタベント設備搬入に伴う機器搬入口設置に係る防護措置 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | |
|----|---|--|--|-----------|
| 46 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所) | (45と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 47 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所) | ○令和4年1月5日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防護区域境界扉の変更及び同扉取替工事に伴う代替措置 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 48 | 原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所) | (47と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 49 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料工学サイクル研究所再処理施設) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 50 | 原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料工学サイクル研究所再処理施設) | (49と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|--|---|--|-----------|
| 51 | | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 52 | | 原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設) | (51と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 53 | 原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 | 原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。 | 発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設) | ○令和3年9月3日付け(令和3年12月17日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設(敦賀市)における、セメント混練固化装置の導入等に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置で使用するための設備として新たに導入するセメント混練固化装置の設計及び工事の方法の内容が適切に定められていること等を確認。 ○令和4年2月21日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 54 | | | 発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所1号炉) | ○令和3年10月1日付けで、中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合に係る設置変更許可に伴い、1号炉施設の機器ドレン系等の2号炉施設との共用の取りやめ等の事項を反映するため同発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、2号炉の設置変更許可に伴う事項を反映した上で、解体の対象となる施設、性能維持施設、放射性廃棄物の廃棄等が適切に定められていることから、審査基準を満足することを確認。 ○令和4年3月11日に認可。 | 実用炉審査部門 |
| 55 | | 原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。 | 再処理施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設) | ○令和3年9月30日付け(令和3年12月1日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における、廃止措置中の安全対策(内部火災対策、内部溢水対策に係る設計及び工事の方法等)に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、東海再処理施設における高放射性廃液を取り扱う施設(高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設)の内部火災対策及び内部溢水対策の設計及び工事の方法等の内容が、技術基準及び施設の現況に照らして適切なものであること等を確認。 ○令和4年3月3日に認可。 | 研究炉等審査部門 |

| | | | | | |
|----|----------------------|---|--|---|----------|
| 56 | 核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 | 原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事 | 核燃料物質の使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所) | ○令和3年7月12日付け(令和3年12月20日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における、ウラン廃棄物処理施設におけるフィルタの減容処理作業の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月27日に許可。 | 研究炉等審査部門 |
| 57 | | | 核燃料物質の使用の変更の承認について(東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター) | ○令和3年8月2日付け(令和4年1月7日付けで一部補正)で、国立大学法人東北大学から、東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター(大洗町)における、使用設備の追加等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年2月10日に承認。 | 研究炉等審査部門 |
| 58 | | | 核燃料物質の使用の変更の承認について(京都大学工学部放射実験室) | ○令和3年12月1日付け(令和4年2月1日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、京都大学工学部放射実験室(宇治市)における、京都大学内の不要な核燃料物質等の集約に伴う変更等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年3月18日に承認。 | 研究炉等審査部門 |
| 59 | | | 核燃料物質の使用の変更の許可について(三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所) | ○令和3年11月29日付け(令和4年2月18日付けで一部補正)で、三菱マテリアル株式会社から、三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所(那珂市)における、放射性廃棄物の廃棄の方法の変更等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年3月29日に許可。 | 研究炉等審査部門 |
| 60 | 核燃料物質の使用施設に係る合併の認可関係 | 原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による合併及び分割の認可(重要なものを除く。)に関する事 | 核燃料物質の使用施設に係る分割の認可について(PDRファーマ株式会社 千葉工場) | ○令和4年1月20日付けで、富士フイルム富山化学株式会社及びPDRファーマ株式会社から、核燃料物質の現在の使用者である富士フイルム富山化学株式会社が放射性医薬品事業を分割し、PDRファーマ株式会社へ承継させることに伴う分割認可申請あり。 ○審査の結果、富士フイルム富山化学株式会社千葉工場(山武市)が受けた核燃料物質の使用の許可に係る全ての使用施設等及び核燃料物質を一体として、PDRファーマ株式会社千葉工場(山武市)に承継すること、及び承継前と同様な保安管理体制を講築すること等を確認。 ○令和4年3月15日に認可。 | 研究炉等審査部門 |

| | | | | | |
|----|----------------------------|---|--|--|----------|
| 61 | 核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係 | 原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。 | 核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)における、本部及び大洗研究所(北地区)の組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 62 | | | 核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)における、本部の組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 63 | | | 核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における、本部及び人形峠環境技術センターの組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 64 | | | 核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における、本部の組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |
| 65 | | | 核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所) | ○令和3年11月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における、本部及び原子力科学研究所の組織改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 研究炉等審査部門 |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|---|---|--|-----------|
| 66 | 核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の許可関係 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 67 | | 原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等) | (66と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 68 | | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 69 | | 原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等) | (68と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 70 | | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | |
|----|---|---|--|-----------|
| 71 | 原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等) | (70と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 72 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 73 | 原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等) | (72と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 74 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等) | ○令和3年11月29日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(鏡野町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 75 | 原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等) | (74と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | |
|----|---|---|--|-----------|
| 76 | 原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(ニュークリア・デベロップメント株式会社核燃料物質使用施設等) | ○令和3年12月23日付けで、ニュークリア・デベロップメント株式会社(令和4年1月1日付けで「MHI原子力研究開発株式会社」に名称変更)(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:社名変更及び特定核燃料物質の防護に関する組織の一部の名称変更等 ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年2月25日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 77 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等) | ○令和3年12月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 78 | 原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等) | (77と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |
| 79 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等) | ○令和3年12月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改正等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 80 | 原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。 | 核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等) | (79と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|---|--|--|-------|
| 81 | 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 | 原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。 | 計量管理規定の認可について(AGC株式会社AGC横浜テクニカルセンター) | ○令和3年12月21日付けで、AGC株式会社から、核燃料物質の使用の場所の移転に伴うAGC横浜テクニカルセンター(横浜市)の計量管理規定の認可申請あり。 ○審査の結果、国際規制物資の計量管理に係る手続き等が規定されており、適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認。 ○令和4年1月27日に認可。 | 保障措置室 |
| 82 | | | 計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)) | ○令和4年1月26日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、組織改正に伴う大洗研究所(北地区)(大洗町)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 保障措置室 |
| 83 | | | 計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)) | ○令和4年1月26日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、組織改正に伴う大洗研究所(南地区)(大洗町)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年2月10日に認可。 | 保障措置室 |
| 84 | | | 計量管理規定の変更認可について(日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所) | ○令和4年2月4日付けで日本たばこ産業株式会社から、計量管理責任者の変更に伴うたばこ中央研究所(横浜市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年3月8日に認可。 | 保障措置室 |
| 85 | | | 計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大型放射光施設RI実験棟) | ○令和4年2月24日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、計量管理責任者の指名の明確化等に伴う大型放射光施設RI実験棟(作用町)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者に係る記載の明確化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年3月16日に認可。 | 保障措置室 |

| | | | | | |
|----|---------------------|---|--|---|-------|
| 86 | | | 計量管理規定の変更認可について(株式会社GSユアサ環境統括部) | ○令和4年2月24日付けで株式会社GSユアサから、事業所名称の変更等に伴う環境統括部(京都市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年3月23日に認可。 | 保障措置室 |
| 87 | | | 計量管理規定の変更承認について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所) | ○令和4年3月18日付けで国立大学法人京都大学から、主要測定点に係る記載内容の適正化に伴う複合原子力科学研究所(熊取町)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点に係る記載内容の適正化に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年3月29日に承認。 | 保障措置室 |
| 88 | | | 計量管理規定の変更認可について(公立大学法人大阪大阪府立大学研究推進機構) | ○令和4年2月24日付けで公立大学法人大阪から、事業所名称の変更等に伴う大阪府立大学研究推進機構(堺市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年3月31日に認可。 | 保障措置室 |
| 89 | | | 計量管理規定の変更認可について(公立大学法人大阪大阪市立大学杉本地区事業所) | ○令和4年2月24日付けで公立大学法人大阪から、事業所名称の変更等に伴う大阪市立大学杉本地区事業所(大阪市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年3月31日に認可。 | 保障措置室 |
| 90 | 指定情報処理機関の事業計画等の認可関係 | 原子炉等規制法第61条の17第1項の規定による指定情報処理機関の事業計画等の認可及び変更の認可に関する事。 | 令和4年度事業計画及び収支予算の認可について(情報処理業務) | ○令和4年3月3日付けで、指定情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターから、令和4年度事業計画及び収支予算の認可申請あり。 ○審査の結果、同センターの情報処理能力、経理的基礎その他業務の信頼性確保の観点から適当と認められることを確認。 ○令和4年3月16日に認可。 | 保障措置室 |

| | | | | | |
|----|---------------------------------------|--|---|---|-----------|
| 91 | | 原子炉等規制法第61条の23の20において準用する第61条の17第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の事業計画の認可及び変更の認可に関すること。 | 令和4年度事業計画及び収支予算の認可について(保障措置検査等実施業務) | <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年3月3日付けで、指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センターから、令和4年度事業計画及び収支予算の認可申請あり。 ○審査の結果、同センターの保障措置検査等実施能力、経理的基礎その他業務の信頼性確保の観点から適当と認められることを確認。 ○令和4年3月16日に認可。 | 保障措置室 |
| 92 | 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 | 原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。) | 特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所) | <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年11月4日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。 ○申請概要:バースクリーン点検作業及びALPS処理水海洋放出設備設置による工事エリア確保に伴う立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 | 核セキュリティ部門 |
| 93 | | 原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。 | 特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所) | <ul style="list-style-type: none"> (92と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年3月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。 | 核セキュリティ部門 |

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

| 整理番号 | 分類 | 専決事項 | 件名 | 概要 | 担当課等 |
|------|-------------------------|--|---|--|---------|
| 94 | 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 | 放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。 | 放射線発生装置の使用許可について (宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院) | ○令和3年11月9日付け(同年12月13日及び同年12月22日付け一部補正)で、医療法人社団脳神経脊髄脊椎外科サービスから宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院(宇都宮市)において、放射線発生装置(直線加速装置1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月14日に許可 | 放射線規制部門 |
| 95 | | | 放射線発生装置の使用許可について (広島市立北部医療センター安佐市民病院) | ○令和3年9月14日付け(同年12月3日付け一部補正)で、地方独立行政法人広島市立病院機構から広島市立北部医療センター安佐市民病院(広島市)において、放射性同位元素及び放射線発生装置(直線加速装置1台)等の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月27日に許可 | 放射線規制部門 |
| 96 | | | 放射線発生装置の使用許可について (医療法人徳洲会羽生総合病院) | ○令和4年2月3日付けで、医療法人徳洲会から、羽生総合病院(羽生市)の埼玉県医療生活協同組合からの事業譲渡に伴い、新たに密封された放射性同位元素及び放射線発生装置(直線加速装置)1台の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年3月2日に許可 | 放射線規制部門 |
| 97 | | 放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。 | 放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (長崎県島原病院) | ○令和3年9月3日付けで、長崎県病院企業団から、長崎県島原病院(島原市)において、新たな使用施設に放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加し、計2台とすること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月13日に許可 | 放射線規制部門 |
| 98 | | 放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (京都府立医科大学附属病院) | ○令和3年10月1日付けで、京都府公立大学法人から京都府立医科大学附属病院(京都市)において、放射性同位元素の製造を目的としたサイクロترون装置1台並びに放射線治療及び臨床研究を目的としたコッククロフト・ワルトン型加速装置6台の新設等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月13日に許可 | 放射線規制部門 | |

| | | | |
|-----|---|--|---------|
| 99 | 放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認について (信州大学医学部附属病院) | ○令和3年10月29日付けで、国立大学法人信州大学から、信州大学医学部附属病院(松本市)において、既設の放射線発生装置(直線加速装置)2台のうち1台を新しい放射線発生装置に更新すること等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月14日に承認 | 放射線規制部門 |
| 100 | 放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (株式会社麻生飯塚病院) | ○令和3年11月17日付けで、株式会社麻生から、飯塚病院(飯塚市)において、アフターローディング式治療装置の更新、放射線発生装置(直線加速装置1台)の更新及びこれに伴う遮へいの増設等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置等の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月17日に許可 | 放射線規制部門 |
| 101 | 放射線発生装置の承認使用に係る変更承認について (香川大学医学部附属病院) | ○令和3年10月15日付けで、国立大学法人香川大学から、香川大学医学部附属病院(木田郡三木町)において、新棟に放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加し計4台とする変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月21日に承認 | 放射線規制部門 |
| 102 | 放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (独立行政法人国立病院機構 弘前病院) | ○令和3年12月21日付けで、独立行政法人国立病院機構から、弘前病院(弘前市)において、新棟に放射線発生装置(直線加速装置)1台を移設する変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年1月27日に許可 | 放射線規制部門 |
| 103 | 放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (横浜市立市民病院) | ○令和3年11月22日付けで、横浜市から、横浜市立市民病院において、既設の建物内に放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年2月1日に許可 | 放射線規制部門 |

| | | | |
|-----|--|---|---------|
| 104 | 放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (松阪市民病院) | ○令和3年12月27日付けで、松阪市から、松阪市民病院において、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、遮へいを追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年2月1日に許可 | 放射線規制部門 |
| 105 | 放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (医療法人徳洲会鎌ヶ谷総合病院) | ○令和4年1月11日付けで、医療法人徳洲会から、鎌ヶ谷総合病院(鎌ヶ谷市)において、既設の建物内に放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加し、計2台とすること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年2月15日に許可 | 放射線規制部門 |
| 106 | 放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (地方独立行政法人那覇市立病院) | ○令和3年11月25日付けで、地方独立行政法人那覇市立病院から、同院において、既設の建物内に放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加し、計2台とする変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年2月22日に許可 | 放射線規制部門 |
| 107 | 放射線発生装置の承認使用に係る変更承認について (京都大学エネルギー理工学研究所) | ○令和3年12月23日付けで、国立大学法人京都大学から京都大学エネルギー理工学研究所(京都市)において、放射線発生装置の出力を増加し、それに伴い遮へいを追加する等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年3月2日に承認 | 放射線規制部門 |
| 108 | 放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (会津中央病院) | ○令和4年1月21日付けで、一般財団法人温知会から会津中央病院(会津若松市)において、新棟建設に伴い、放射線発生装置を1台追加し、計2台とする等について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年3月2日に許可 | 放射線規制部門 |

| | | | | | |
|-----|-----------------------|---|---|---|---------|
| 109 | | | 放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可について (大型放射光施設(SPring-8)) | ○令和3年10月12日付で、国立研究開発法人理化学研究所から、大型放射光施設(SPring-8)(佐用郡佐用町)において、放射光ビームラインの最大出力を変更し、遮へいを追加すること等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年3月16日に許可 | 放射線規制部門 |
| 110 | | | 放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認について (大阪大学核物理研究センター) | ○令和3年7月30日付け(令和4年2月16日付け一部補正)で、国立大学法人大阪大学から大阪大学核物理研究センター(茨木市)において、放射線発生装置3台の使用再開に伴う出力の増強及びそれに伴う遮へいの追加、放射性同位元素の種類及び数量の増減及びそれに伴う管理方法の見直し、排気設備の系統見直し及び気密性の強化等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年3月16日に承認 | 放射線規制部門 |
| 111 | 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 | 放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可(重要なものを除く。)に関すること。 | 放射性同位元素及び放射線発生装置の特定許可使用者である法人に係る分割の認可について (富士フイルム富山化学株式会社) | ○令和3年12月14日付けで、令和4年3月28日に富士フイルム富山化学株式会社から、事業を分割し、下記の3事業所の地位をPDRファーマ株式会社へ承継させることに伴う分割認可申請があった。 ・富士フイルム富山化学株式会社 千葉工場(山武市) ・富士フイルム富山化学株式会社 川崎ラボ(川崎市) ・富士フイルム富山化学株式会社 茨木ラボ(茨木市) ○審査の結果、吸収分割の承継の認可の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年3月8日に認可 | 放射線規制部門 |